（様式1）

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）
意見募集の趣旨	令和8年4月1日に群馬県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直しに伴い、桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直すものです。 なお、基本構想とは、市が将来の農業のあるべき姿について、農業振興を推進していく目標であり、農業経営基盤の強化に関する基本的な方向、目標とすべき労働時間、所得水準等を示すものです。
意見を提出できる人	1　市内に住所を有する個人 2　市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3　市内の事務所又は事業所に勤務する人 4　市内の学校に在学する人 5　この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和8年10月1日（木）～10月30日（金）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5　この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1)　直接提出：桐生市役所3階農林振興課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始（期間中に含む場合）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。 (2)　郵送：〒376-8501 桐生市役所農林振興課あて送付してください。 (3)　ファクシミリ：0277-43-1001へ送信してください。 (4)　電子メール:norinshinko@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案） ・新旧対照表
担当	産業経済部　農林振興課　農業振興担当 電話 0277-32-4134（直通）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。 ・個人情報の扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。